別記様式

年　　　月　　　日

借換計画書

小山市中小企業融資振興会　様

住　　所

事業者名

（代表者名）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資金名  （保証番号） | 当初借入額 | 借入年月日  最終期日 | 残高 | 責任  共有 | 取扱金融機関 |
| 借換分 | (　　　　　　) | 円 | 年 月 日  年 月 日 | 円 | 対象  対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日  年 月 日 | 円 | 対象  対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日  年 月 日 | 円 | 対象  対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日  年 月 日 | 円 | 対象  対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日  年 月 日 | 円 | 対象  対象外 |  |
| 小計 |  | 円(①) |  | 円(②) |  | |
| 新規分 | 円(③) | |  | | | |
| 合計 | 円(②＋③) | |

（添付書類）

・借り換える資金の残高を証明する書類（借入金残高証明書、融資照会票等）

（確認事項）

・借り換える資金はすべて小山市中小企業事業資金であること

・原則、借り換える資金の残高の合計が当初借入額合計の四分の三未満になっていること（①×(3/4)＞②）

（注意事項）

・借換によって完済した資金は、小山市信用保証料補助金の交付の対象になりません。

・原則、責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度対象外の保証で借り換えることはできません。

借り換えの際の確認事項および注意事項

・借り換える資金はすべて小山市中小企業事業資金であること

・借り換える資金の残高の合計が当初借入額合計の四分の三未満になっていること

　⇒ただし、危機関連保証発動期間中（※１）に保証申し込み受付、貸付実行された既往借入金を、融資残高の範囲内の額で、伴走支援型経営安定資金によって借り換える場合には、この限りではありません。

・借換によって完済した資金は、小山市信用保証料補助金の交付の対象になりません

　⇒自己資金による完済が保証料補助金の対象となります。よって、保証協会による代位弁済になった案件は保証料補助金の対象になりません。

・責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度対象外の保証で借り換えることはできません

　⇒ただし、危機関連保証発動期間中(※１)に保証申し込み受付、貸付実行された責任共有制度の対象となるセーフティネット保証５号の既往借入金を、融資残高の範囲内の額で、責任共有制度の対象外となるセーフティネット保証４号の伴走支援型経営安定資金によって借り換えることは可能です。

※１　危機関連保証発動期間中：令和２年２月１日から令和３年１２月３１日まで

【伴走支援型経営安定資金を利用する場合の借換え可否整理票】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 既往  借入金 | 借換え内容 | | 伴走支援型特別保証制度の対象者要件 | | |
| ４号 | ５号 | 一般保証 |
| 責任共有対象 | 真水あり | | ✕ | ○  責任共有対象 | ○  責任共有対象 |
| 真水なし  (融資残高の範囲内) | 危機指定期間中の５号以外 | ✕ | ○  責任共有対象 | ○  責任共有対象 |
| 危機指定期間中の５号 | ○(※２)  責任共有対象外 |
| 責任共有対象外 | 真水あり | | ○  責任共有対象外 | ○  責任共有対象 | ○  責任共有対象 |
| 真水なし  (融資残高の範囲内) | | ○  責任共有対象外 | ○(※３)  責任共有対象外 | ○(※３)  責任共有対象外 |

　○…借り換え可能　　✕…借り換え不可能

　※２　借換え可能（伴走支援型特別保証制度要綱　５．保証割合）

　※３　借換え可能（伴走支援型特別保証制度要綱　１７．借換えの特例）